十三　法第四十二条第一項及び第二項の規定に基づく権限（第十一号に規定する一般ガス導管事業者以外の一般ガス導管事業者に関する場合及び譲受け又は合併若しくは分割により同号に規定する一般ガス導管事業者以外の者となる場合を除く。）

供給区域を管轄する経済産業局長

十四　法第五十四条第二項の規定に基づく権限であつて、第十一号に規定する一般ガス導管事業者に関するもの

供給区域を管轄する経済産業局長

十五　法第五十七条の規定に基づく権限

供給区域を管轄する経済産業局長又はガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長

十六　法第五十八条の規定に基づく権限であつて、供給区域が同一の経済産業局の管轄区域内にある一般ガス導管事業者に関するもの（第十一号に規定する一般ガス導管事業者以外の一般ガス導管事業者に関する場合を除く。）

特定導管の設置の場所を管轄する経済産業局長

十七　法第七十二条第一項、第四項から第六項まで（これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。）、第七項及び第九項、第七十三条第二項、第七十四条、第七十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三項ただし書及び第四項、第七十七条第一項及び第五項並びに第八十一条第一項、第二項、第四項及び第八十三条第二項の規定に基づく権限であつて、法第七十二条第一項第四号イに規定する導管（以下この条において「特定導管」という。）の設置の場所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある特定ガス導管事業者に関するもの

特定導管の設置の場所を管轄する経済産業局長

十八　法第八十条第二項の規定に基づく権限であつて、前号に規定する特定ガス導管事業者に関するもの

特定導管の設置の場所を管轄する経済産業局長

十九　法第八十二条の規定に基づく権限

液化ガス貯蔵設備等（法第二条第四項等に規定する液化ガス貯蔵設備等をいう。以下この条において同じ。）の設置の場所を管轄する経済産業局長又はガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長

二十　法第九十四条の規定に基づく権限

事業場の所在地を管轄する経済産業局長

二十一　法第百六条の規定に基づく権限であつて、その事業の用に供する工作物が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある準用事業者に関するもの

工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長

二十二　法第百三十八条第二項第一号の規定に基づく権限であつて、ガス用品の製造、輸入又は販売の事業に係る事業場が一の経済産業局の管轄区域内のみにある者に関するもの

事業場の所在地を管轄する経済産業局長

二十三　法第百四十条、第百四十一条第二項、第百四十二条から第百四十四条まで及び第百四十五条第一項第一号の規定に基づく権限であつて、一の届出区分（第百四十条に規定する経済産業省令で定めるガス用品の区分をいう。）に属するガス用品の製造又は輸入の事業に係る事業場が一の経済産業局の管轄区域内のみにある届出事業者に関するもの

届出事業者の事業場の所在地を管轄する経済産業局長

二十四　法第百四十八条及び第百四十九条の規定に基づく権限

消費機器の設置の場所を管轄する産業保安監督部長

二十五　法第百六十条第一項から第三項まで（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づく権限であつて、その保安業務（同条第一項に規定する保安業務をいう。）に係る消費機器の設置の場所が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにあるガス小売事業者（その事業に係る一般ガス導管事業者（供給区域内におけるガスメーターの取付数が百万個を超えるものを除く。）及び特定ガス導管事業者に関するもの

消費機器の設置の場所を管轄する産業保安監督部長

二十六　法第百六十一条の規定に基づく権限

土地の所在地を管轄する経済産業局長

二十七　法第百六十七条第一項及び第二項の規定に基づく権限であつて、一の経済産業局の管轄区域内のみにある土地に関するもの

植物の所在地を管轄する経済産業局長及び産業保安監督部長

二十八　法第百六十八条第二項の規定に基づく権限であつて、一の経済産業局の管轄区域内のみにある植物に関するもの

二十九　法第百七十一条第一項及び第百七十二条第一項の規定に基づく権限（法第百八十九条第一項又は第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）であつて、次に掲げるもの

（一）　ガス小売事業者等に関するもの

ガス小売事業に係る業務を行う区域を管轄する経済産業局長又はガス工作物若しくは消費機器の設置の場所を管轄する産業保安監督部長

（二）　一般ガス導管事業者に関するもの

供給区域を管轄する経済産業局長又はガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長

（三）　特定ガス導管事業者に関するもの

特定導管の設置の場所を管轄する経済産業局長又はガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長

（四）　ガス製造事業者に関するもの

液化ガス貯蔵設備等の設置の場所を管轄する経済産業局長又はガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長

（五）　準用事業者に関するもの

工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長

（六）　ガス用品の製造又は輸入の事業を行う者に関するもの

事業場の所在地を管轄する経済産業局長